

十字園職員行動規範

この規範は、日本知的障害者福祉協会が定めた倫理綱領の「3. 人権の擁護」に謳われた「私たちは、知的障害のある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します」という理念を基調として行動するための規範である。

知的障害者支援施設に従事する職員は、利用者の生活全般をサポートする専門家として常に利用者の人権を擁護するよう努めなければならない。十字園に勤める職員もその思想に基づき、以下に定める行動規範を遵守するものとする。

1. 責務・努力事項

(1) 利用者の意思・個性の尊重

- ① 個別援助プログラムの実施については、必ず本人並びに保護者・家族への説明を行い、相互理解と同意の元で実施すること。
- ② 居室やグループの所属に関しては、本人の意思を最大限反映させること。
- ③ 日課や行事の変更は、必ず利用者に伝え協議し、了解を求めること。
- ④ 個人の好み・嗜好を尊重し、選択の幅を広げるよう努めること。
- ⑤ 生活においては、入所前の生活歴をよく知り、それまでの生活習慣を尊重すること。

(2) 利用者の生活環境の保護

- ① 生活は、社会一般の文化・生活習慣などが反映されたものになるよう努めること。
- ② プライベートな時間と空間が保たれるよう努めること。
- ③ プライベートな時間には、本人の趣味・趣向などが活かされるよう配慮すること。
- ④ 大切な物を保管する場所が確保され、利用者自身が管理できるよう努めること。
- ⑤ 起床・就寝時間や食事時間・食事時間帯などの生活リズムについては、利用者の希望を尊重すること。
- ⑥ 食事は、利用者の嗜好や意見・要望などを聞いて、それが十分献立に反映されるよう努めること。
- ⑦ 作業等諸活動の場と生活の場は、明確に区別できるよう努めること。
- ⑧ 事故防止、安全管理については、十分な注意を払うこと。
- ⑨ 夜勤をする場合、利用者の安眠を妨げないよう最大限の配慮をすること。

(3) 利用者、保護者・家族に対する情報開示

- ① 施設の基本方針や事業計画、援助計画などは、随時利用者や保護者・家族に開示すること。
- ② 保護者・家族に対して、利用者の生活・活動状況について、定期的に説明を行うこと。
- ③ 利用者が事故にあった時は、必ず保護者・家族に知らせること。
- ④ 利用者の服用している薬に変更がある場合は、本人並びに保護者・家族に知らせること。

(4) 利用者に対する専門的支援

- ① 利用者の一人ひとりの個性や特質を全人的に見て、可能性を伸ばし自立を促す専門的支援・援助を行うこと。

- ② 利用者が意思決定をできるような機会・場面を多く設定し、自己実現に向けた支援を行うこと。
- ③ 支援・援助は、職員全体の統一した考えの元に行うこと。
- ④ 移動が困難な利用者に対しても、日中は居室外で過ごせるよう、また積極的に社会との関わりが持てるよう支援すること。

2. 禁止事項

(1) 利用者への体罰等

- ① 殴る、蹴る等の行為、その他怪我をさせるような行為を行うこと。
- ② 身体拘束や長時間正座・直立させるなどの肉体的苦痛を与えること。
- ③ 食事を抜くなどの、人間の基本的欲求に関わる罰を与えること。また、食べられないものを無理に食べさせるような行為をすること。
- ④ 強制的に髪を切る、戸外に閉め出す、居室に閉じ込めるなどの精神的苦痛を与えること。
- ⑤ 「～すると外出させない」など言葉による脅迫や自尊心を傷つけるような発言を繰り返すこと。
- ⑥ 体罰を容認すること。

(2) 利用者への差別

- ① 子供扱いするなど、その人の年齢に相応しくない接し方をすること。
- ② 障害の程度、状態、能力、性、年齢等で差別すること。
- ③ 本人の前で障害の呼称・状態を表す用語や差別的な用語を使用すること。
- ④ 障害が故の克服困難なことを、本人の責めに帰すような発言をすること。
- ⑤ 日頃の行動から、その利用者に対して予断をもったり、判断したりすること。
- ⑥ 利用者の言葉や歩き方などの真似をすること。
- ⑦ 利用者の行為を嘲笑したり、興味本位で接すること。
- ⑧ 他の利用者とは差別的な扱いをすること。

(3) 利用者に対するプライバシーの侵害

- ① 利用者個人の職務上知り得た情報を他に漏らすこと。
- ② 利用者個人宛の郵便物等の開封を、家族の了解なしに行うこと。
- ③ 廊下、通路から利用者の居室の内部が必要以上に見えるようにすること。
- ④ 本人の了解なしに、またノックをせずに居室に入ったりすること。
- ⑤ 本人の了解なしに所持品の確認をすること。
- ⑥ 利用者の衣服の着脱やトイレ使用の際、他から見えるようにすること。
- ⑦ 利用者の生理の話の人前でしたり、表を貼り出したりすること。
- ⑧ 第三者に対し利用者の生活・活動状況の説明などを、本人の前で行うこと。
- ⑨ 利用者本人や保護者・家族の了解を得ずに、本人の写真、名前や製作した作品を掲載、展示したりすること。

(4) 利用者的人格無視

- ① 「～さん」と呼ばず、「～君、～ちゃん」と呼んだり、呼び捨てやあだ名で呼ぶこと。
- ② 命令調になったり、大声で叱責したりすること。
- ③ 利用者の訴えに対して、無視や拒否をするような行為をすること。

- ④ 利用者に対して、理解が困難な言葉・表現を使用すること。
- ⑤ 長時間待たせたり、自己決定といって放置すること。
- ⑥ 利用者の人格を傷つけるような作品や写真の展示をすること。
- ⑦ 援助内容を利用者個々の人格を無視した、職員側の価値観や都合での一方的・画一的なものにすること。
- ⑧ 本人または家族の了解を得ずにオムツを使用すること。また、必要以上にオムツを着用させること。

(5) 利用者への強要

- ① 利用者の生命や健康を守るためにどうしても必要な場合を除き、利用者の嫌がることを強要すること。
- ② 利用者に嫌悪感を抱かせるような療法等や訓練などを強要すること。
- ③ 余暇活動を行うに際し、本人が嫌がることを強要すること。
- ④ 本来職員がなすべきことを、作業・訓練・指導と称し、利用者にさせること。
- ⑤ 作業等諸活動に対し、いたずらにノルマを課すこと。
- ⑥ 職員自身の私用に利用者を使うこと。

[この行動規範は、日本知的障害者福祉協会が定めた「知的障害施設職員行動規範」を参考に作成しました]